

仙台市地域公共交通利便増進実施計画 (案)

令和●年●月

仙台市

目次

仙台市地域公共交通計画について	1
1 事業の内容・実施主体.....	2
2 実施予定期間・実施区域	3
3 個別事業の内容.....	3
3.1 バス幹線区間・バス準幹線区間における利便性向上策の実施.....	4
3.2 公共交通を利用した都心回遊の促進.....	7
4 地方公共団体による支援	9
5 事業の実施に必要な資金の額・調達方法.....	9
6 事業の効果	10
7 地域公共交通計画に定められた利便増進事業に関連する事項.....	11
8 関連する施策との連携が定められている事項	11
9 その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項.....	11

仙台市地域公共交通計画について

本市では、市民の皆様や交通事業者とともに持続可能な移動手段を確保していくため、路線バスや地域主体による地域交通をはじめ、地域の実情に応じた公共交通のあり方や、各種施策について仙台市交通政策推進協議会の意見等も踏まえ、令和2（2020）年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく法定計画として、令和4（2022）年3月に、「仙台市地域公共交通計画」（以下、「地域公共交通計画」という）を策定した。

「仙台市地域公共交通利便増進実施計画」（以下、「利便増進実施計画」という）では、地域公共交通計画に位置づけられた各施策のうち、より具体的な取組内容について事業者等との同意のもと計画を策定することで、利便性向上と運行効率化を図り、持続可能な移動手段を確保することを目的としており、利用者の利便増進に資する取組を推進するために、事業実施箇所、実施主体等を実施計画として定め、施策の推進に取り組むこととしている。

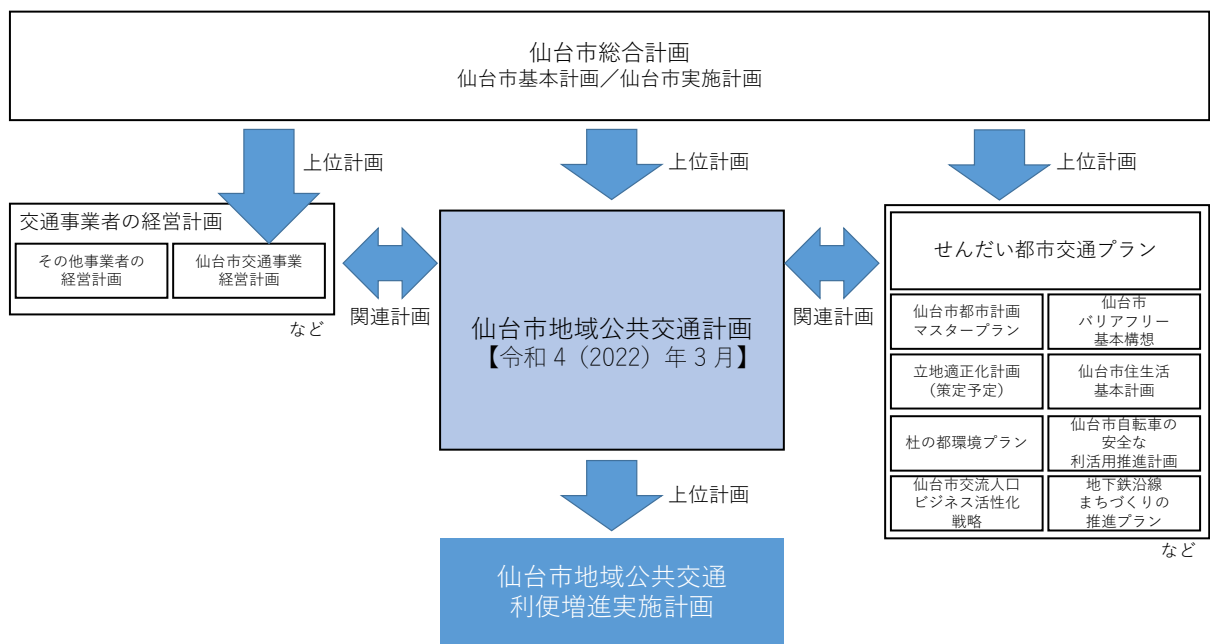


図1 計画関連図

1 事業の内容・実施主体

地域公共交通計画に位置付けた策定予定の利便増進事業は、以下のとおりである。

なお、網掛け箇所は、個別事業として位置づける事業であり、※印の事業については、今後関係者等との協議が整い合意形成が図られた事業を、利便増進実施計画の「3 個別事業の内容」に追加を行い実施する。

地域公共交通計画での位置付け		実施項目	事業概要	実施主体
公共交通の基本方針	個別施策			
1. 公共交通軸の形成・機能強化 2. 路線バスの利便性向上	①バス幹線区間・バス準幹線区間における利便性向上策の実施	仙台駅前～八木山動物公園駅間（以下、八木山ライン）の利用を円滑化するためのダイヤを設定した運行	バス幹線区間、バス準幹線区間として位置付けている、仙台駅～八木山動物公園駅（No.9 及び No.114）を運行する2事業者8系統についてオフピーク時のダイヤ調整を行い、最大待ち時間の短縮を行う。	バス事業者
		バス路線の利用の円滑化、運行の効率化に向けたダイヤの設定	※バス幹線区間、バス準幹線区間として位置付けている路線についてダイヤ調整を行い、利便性向上、運行効率化を行う。	バス事業者
	②フィーダー区間における利便性向上策の実施	バス路線の利用を円滑化するためのダイヤの設定	※フィーダー区間として位置付けている路線についてダイヤ調整を行い、等間隔運行を行う。	バス事業者
3. 地域交通の維持・確保・充実	④地域が主体となった移動手段の確保・充実	地域の実情に合った移動手段の確保に向けた取組みの推進	※地域交通の導入を検討する場合において、技術的支援、財政的支援、利用促進策への支援を行い、移動手段への確保・充実を図る。	交通事業者 仙台市
		地域交通を利用しやすい運賃施策等の検討	※地域交通がより利用しやすくなるような割引制度やICカード乗車券の導入などの検討を行う。	
4. 都心回遊交通の強化	⑥公共交通を利用した都心回遊の促進	仙台都心循環線を新設した運行	仙台駅を起点に愛宕上杉通、定禅寺通、晩翠通、青葉通を反時計回りに周回する循環線を新設する。	バス事業者

5. 公共交通のシームレス化・利用促進	⑨公共交通の情報提供や案内誘導の改善	公共交通の情報提供の改善	八木山ラインを対象とした統合時刻表の作成及び掲示等や仙台都心循環線のポスター及びチラシ等の作成及び配布による情報提供を行う。	仙台市 バス事業者
		バス停上屋の検討及び設置	※バス停上屋の検討及び設置を行う。	
		路線バスの共通ナンバリングの導入検討	※路線バスの行先や方面、主要な経由地が分かりやすくなるように、共通のナンバリングを付けること等を検討する。	
	⑩運賃施策等による公共交通利用の促進	利用を促進する運賃制度等の検討	※公共交通の利便性の向上及び利用促進を図るため、新たな運賃設定や支援制度について検討を行う。	仙台市 バス事業者
	⑬モビリティ・マネジメント等の推進	モビリティ・マネジメントの実施	八木山ラインの沿線住民を対象とした意見交換や利用促進に係る取組を行う。	仙台市

2 実施予定期間・実施区域

地域公共交通計画と整合を図り、実施予定期間は令和5（2023年）年度から令和8（2026年）年度までの4年間とし、実施区域についても、仙台市内全域とする。なお、社会情勢の変化や地域公共交通計画との関連計画、事業者との同意等を踏まえ、適宜計画の更新及び取組内容の追加を行う。

3 個別事業の内容

個別事業として、「八木山ライン（仙台駅～八木山動物公園駅間）における最大待ち時間の短縮」及び「仙台都心循環線（仙台駅～仙台駅間）の新設」を行う。

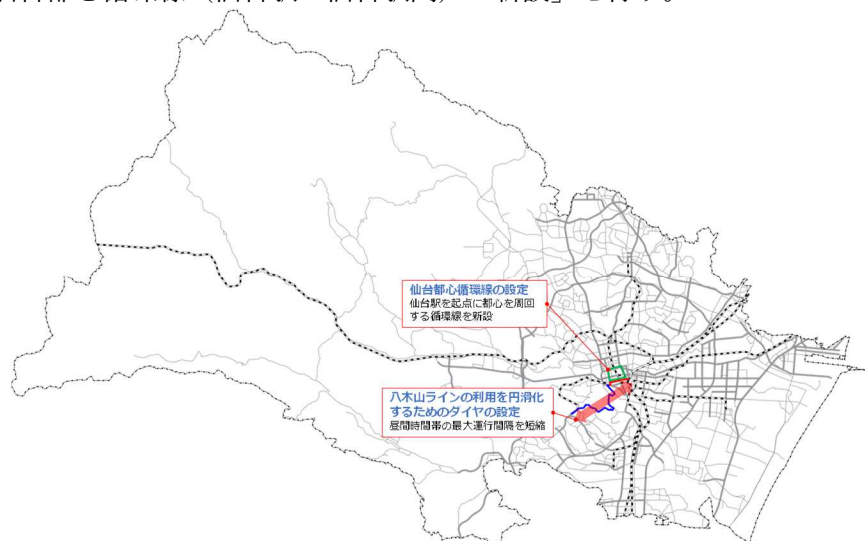


図2 実施事業 全体位置図

3.1 バス幹線区間・バス準幹線区間における利便性向上策の実施

(1) 八木山ラインにおける最大待ち時間の短縮

① 路線概要

路線名	八木山ライン※ 対象区間：仙台駅～八木山動物公園駅
運行事業者	仙台市交通局 宮城交通株式会社
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
運行の様態	路線定期運行
車両ダイヤ	平日9～15時台ダイヤ
運行日	各系統共通 通年運行
事業の概要	運行ダイヤの見直し

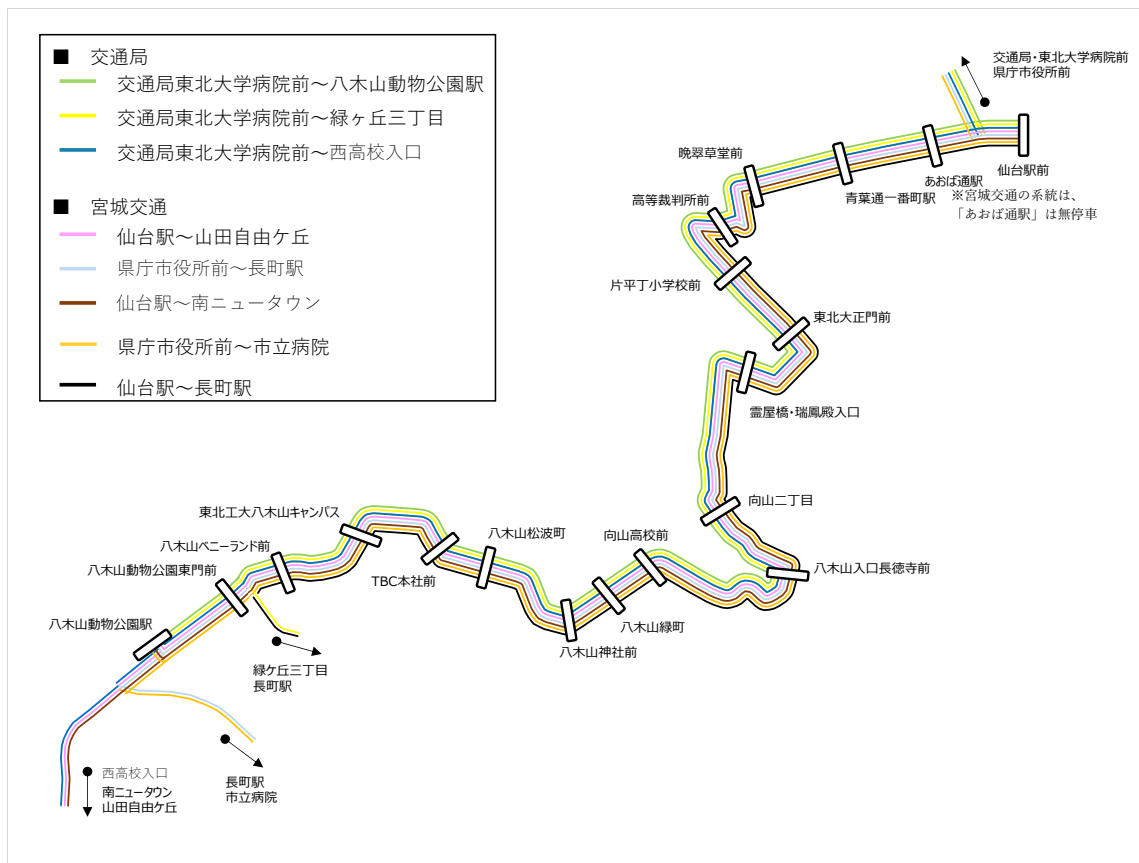


図 3 現行系統図

※八木山ライン

仙台市地域公共交通計画で位置付けた「バス幹線区間 No.9 仙台駅～高等裁判所前 付近」及び「バス準幹線区間 No.114 仙台駅（高等裁判所前）～八木山動物公園駅 付近」

②事業の内容

バス幹線区間、バス準幹線区間として位置付けている、仙台駅～八木山動物公園駅(No.9 及び No.114)を運行する2事業者8系統についてダイヤ調整を行い、最大待ち時間の短縮を行う。

対象となる区間	運行会社		運行間隔 (平日)
八木山ライン 下り (仙台駅前⇒八木山動物公園駅間)	仙台市交通局 宮城交通(株)	旧	9～15 時台 (39 便) 最大待ち時間 20 分
		新	9～15 時台 (35～39 便) 最大待ち時間 14 分
八木山ライン 上り (八木山動物公園駅⇒仙台駅前)	仙台市交通局 宮城交通(株)	旧	9～15 時台 (40 便) 最大待ち時間 22 分
		新	9～15 時台 (28～40 便) 最大待ち時間 17 分

下り (八木山動物公園駅方面) 時刻表：仙台駅前

ダイヤ調整前

時間帯		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55			
9	分			6				22				45	50			59
	終点			八				八	長M			八	南M			愛
10	分		4					26				46	54			59
	終点		八					八		38 南M		八	長M			愛
11	分		3	8				23	26			46	54			59
	終点		長M	八				病M	八			八	長M			愛
12	分			8				26	32			46				59
	終点			緑				八	病M			西				愛
13	分		3	8				26	32		40	46	54			59
	終点		長M	緑				八	病M		南M	西	長M			愛
14	分			8				26	32		40	46				59
	終点			緑				八	病M		南M	西				愛
15	分		3	8				26			40	45	54			59
	終点		長M	緑				八			山M	緑	長M			愛

ダイヤ調整後

時間帯		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55			
9	分			8				22				45			56	59
	終点			八				八		32 長M		八			南M	愛
10	分			8				22				45			56	59
	終点			八				八		32 南M		八			長M	愛
11	分		3	8				22				45			56	59
	終点		長M	八				八		32 病M		八			長M	愛
12	分			8				22				45			56	59
	終点			緑				八		32 病M		西			長M	愛
13	分			8				22			40	45			56	59
	終点			緑				八		32 病M		南M	西		長M	愛
14	分			8				22			40	45			56	59
	終点			緑				八		32 病M		南M	西		長M	愛
15	分			8				22				45			56	59
	終点			緑				八		32 山M		緑			長M	愛

※交通局は2022年4月時点、宮城交通は2022年10月時点

備考
 八 : 八木山動物公園駅 行
 緑 : 緑ヶ丘三丁目 行
 西 : 西高校入口 行
 長 : 長町駅東口 行
 病 : 市立病院 行
 南 : 仙台南ユタツ 行
 山 : 山田自由ヶ丘 行
 愛 : 愛宕大橋経由便 (ダイヤ調整対象外)
 M : 宮城交通での運行

※ 上記、調整後のダイヤについては、変更の可能性があり、確定したものではない

上り（仙台駅方面）時刻表：八木山神社前

ダイヤ調整前

時間帯		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
9	分			9					24					
	終点			八					愛					55
10	分				15		21	24					54	57
	終点				八		長M	愛		33	39		緑	長M
11	分				14		21	24					54	57
	終点				八		南M	愛		33	39		緑	長M
12	分				14		21	24					54	57
	終点				八		南M	愛		病M	八		緑	長M
13	分				14		21	24					54	57
	終点				八		南M	愛		病M	八		八	長M
14	分				15		21	24					54	57
	終点				八		南M	愛		病M	八		八	長M
15	分				14		21	24	28				46	57
	終点				八		南M	愛	八			35	38	長M

ダイヤ調整後

時間帯		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
9	分				12				24					59
	終点				八				愛		29			緑
10	分				12		21	24					57	59
	終点				八		長M	愛		長M			42	緑
11	分				12		21	24					57	59
	終点				八		南M	愛		長M			42	緑
12	分				12		21	24					57	59
	終点				八		南M	愛		病M			42	緑
13	分				12		21	24					57	59
	終点				八		南M	愛		病M			42	八
14	分				12		21	24					57	59
	終点				八		南M	愛		病M			42	八
15	分				12		21	24					57	59
	終点				八		南M	愛		八			38	長M

※交通局は2022年4月時点、宮城交通は2022年10月時点

備考
 八 : 八木山動物公園駅 発
 緑 : 緑ヶ丘三丁目 発
 西 : 西高校入口 発
 長 : 長町駅東口 発
 病 : 市立病院 発
 南 : 仙台南ユタワン 発
 山 : 山田自由ヶ丘 発
 愛 : 愛宕大橋経由便 (ダイヤ調整対象外)
 M : 宮城交通での運行

※ 上記、調整後のダイヤについては、変更の可能性があり、確定したものではない

(2) 【ダイヤ調整と連動した事業】統合時刻表の作成

八木山ラインを対象とした統合時刻表の作成及び掲示を行う。

(3) 【ダイヤ調整と連動した事業】モビリティ・マネジメントの実施

八木山ラインの沿線住民を対象とした意見交換や利用促進に係るツールの配布等を行う。

3.2 公共交通を利用した都心回遊の促進

(1) 仙台都心循環線（仙台駅前～仙台駅前間）の新設

① 路線概要

路線名	仙台都心循環線
運行事業者	宮城交通株式会社
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
運行の態様	路線定期運行
運行日	通年運行
事業の概要	路線の新設

② 事業の内容

仙台駅を起点に愛宕上杉通、定禅寺通、晩翠通、青葉通を反時計回りに周回する循環線を新設する。

運行会社	宮城交通株式会社
主な経由地	愛宕上杉通、定禅寺通、晩翠通、青葉通
キロ程	3.8km
便数	18 便/日
運賃	120 円均一

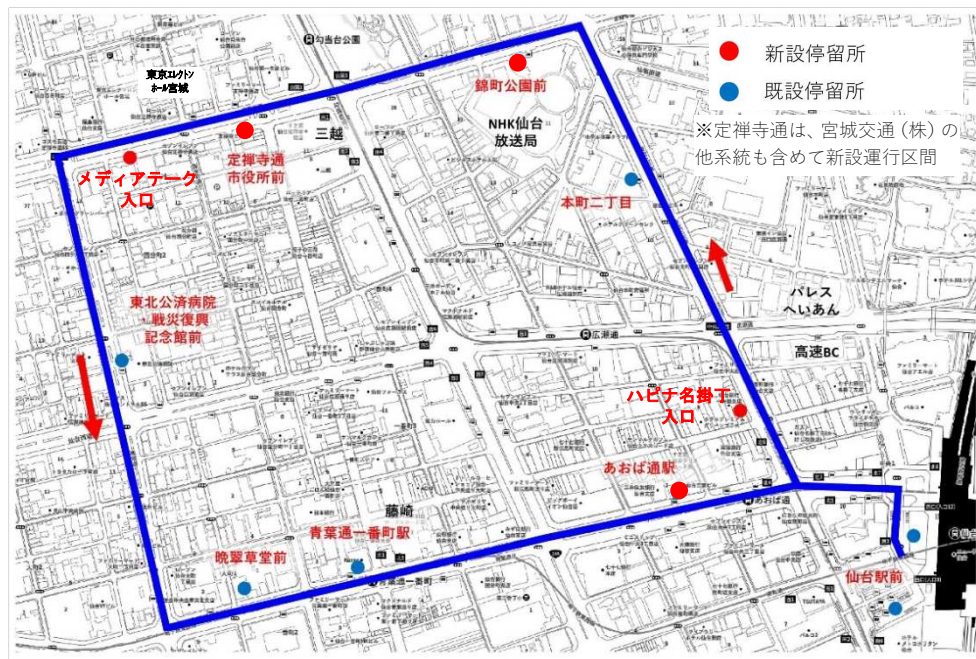


図 4 路線図

③ネットワークの目的について

当該仙台都心循環線及び仙台都心循環線と重複する地域公共交通計画で位置付けた 17 の区間で構成されるネットワークを設けることで、市民や来訪者の利便性向上を図るとともに、将来的な運行効率化による持続可能な公共交通のサービスの確保を目指す。

なお、地域公共交通計画で位置付けた 17 の区間は、再編は行わず、現状のままとする。

表 1 仙台都心循環線と重複する地域公共交通計画で位置付けた区間（現状維持路線）

区分	No	区 間
バス幹線区間※1	1	仙台駅～北六番丁小学校前 付近
	5	仙台駅～大崎八幡宮前 付近
	6	仙台駅～宮城学院前 付近
	7	仙台駅～八乙女駅 付近
	8	仙台駅～交通局大学病院前 付近
	9	仙台駅～高等裁判所前 付近
バス準幹線区間※2	101	仙台駅（北六番丁小学校前）（宮城野区役所前）～市営バス東仙台営業所前 付近
	106	仙台駅～茂庭台一丁目南 付近
	107	仙台駅（北仙台）～泉ビレジ四丁目 付近
	108	仙台駅（北仙台）～西中山 付近
	109	仙台駅（北山一丁目）～桜ヶ丘七丁目 付近
	110	仙台駅（北山一丁目）～（歯学部・東北会病院前）仙台駅
	111	仙台駅（大崎八幡宮前）～吉成一丁目（南吉成地区内循環線） 付近
	112	仙台駅（大崎八幡宮前）～国見ヶ丘三丁目 付近
	113	仙台駅（北六番丁小学校前）（宮城野区役所前）～鶴ヶ谷七丁目（団地内循環） 付近
	114	仙台駅（高等裁判所前）～八木山動物公園駅 付近
	116	仙台駅（本沢三丁目（下り）・仙台フィンランド健康福祉センター前（上り））～長命ヶ丘二丁目 付近

※1：仙台市地域公共交通計画の4-8、4-12の参照、※2：仙台市地域公共交通計画の4-9、4-12の参照



図 5 仙台都心循環線と重複する地域公共交通計画で位置付けた区間

4 地方公共団体による支援

仙台市が施策ごとに以下に掲げる支援を行う。

地域公共交通計画での位置付け		実施項目	支援の内容
公共交通の基本方針	個別施策		
1. 公共交通軸の形成・機能強化 2. 路線バスの利便性向上	①バス幹線区間・バス準幹線区間における利便性向上策の実施	八木山ラインの利用を円滑化するためのダイヤを設定した運行	・各事業者間の調整 ・利用促進に向けた周知広報
4. 都心回遊交通の強化	⑥公共交通を利用した都心回遊の促進	仙台都心循環線を新設した運行	・利用促進に向けた周知広報

5 事業の実施に必要な資金の額・調達方法

事業実施に必要な資金の額及び調達方法は以下のとおりである。

地域公共交通計画での位置付け		実施項目	総事業費 (千円/年)	調達方法 (千円/年)	実施 年度
公共交通の基本方針	個別施策				
1. 公共交通軸の形成・機能強化 2. 路線バスの利便性向上	①バス幹線区間・バス準幹線区間における利便性向上策の実施	八木山ラインの利用を円滑化するためのダイヤを設定した運行			R5～R8
4. 都心回遊交通の強化	⑥公共交通を利用した都心回遊の促進	仙台都心循環線を新設した運行			R5～R8

※総事業費は、令和3年度の運行費用をもとに算定した見込み額であり、今後増減する可能性がある。

※調達方法の額は、令和3年度の実績をもとにした見込み額であるため、記載の通り調達がなされない場合がある。

6 事業の効果

個別施策	利便増進事業	効果	地域公共交通計画での目標における位置づけ
①バス幹線区間・バス準幹線区間における利便性向上策の実施	八木山ラインの利用を円滑化するための等間隔運行	2社の既存8系統のダイヤ調整により、コストを上げることなく、最大待ち時間を短縮することで、利用しやすいダイヤとなる。	【評価指標】 ・バス幹線区間を運行するバスの利用者数 ・市内を運行する路線バス事業者の路線バスの1便あたり利用者数
⑥公共交通を利用した都心回遊の促進	仙台都心循環線の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・都心循環線の運行により、市民や来訪者の利便性向上が図られることで、都心の回遊が促進される。 ・他系統への効果として、地域公共交通計画で位置付けた区間のうち仙台都心循環線と経路が重複する区間(8ページ、表1の現状維持路線)の都心内々利用者※が仙台都心循環線へ転換することにより、重複区間における将来的な運行効率化が見込まれる。 	【評価指標】 ・都心部歩行者通行量 ・都心における公共交通利用者数

※都心内々利用者：第5回仙台都市圏PT調査の平日全目的集中量が500トリップ以上のメッシュかつ仙台駅より西側の範囲内を路線バスで移動する利用者

なお、都心内々利用者に関する参考値として、都心を経由する全系統のうち、都心内々の利用者割合は約9%
利用者割合は、仙台市交通局・宮城交通バス停間ODデータ(R4.6平日)より算定

7 地域公共交通計画に定められた利便増進事業に関連する事項

地域公共交通計画に定められた利便増進事業に関連して実施及び検討する事項は以下の通りである。

地域公共交通計画での位置付け		実施項目	事業概要	実施主体
公共交通の基本方針	個別施策			
3. 地域交通の維持・確保・充実	④地域が主体となった移動手段の確保・充実	地域の移動手段確保について考える意見交換会の実施	持続可能な移動手段の確保や充実に向けて、地域住民等、交通事業者、行政の三者による意見交換会を実施する。	地域住民等 交通事業者 仙台市
	⑤地域交通と路線バス等をつなぐ交通結節点整備	地域交通結節点整備の検討	地域交通と路線バスとの結節点の候補箇所を選定し、整備箇所の検討を行う。	地域住民等 仙台市
商業施設等と連携した乗り換え停留所の設置の検討		地域交通の乗り換え停留所の設置や、待合い環境や施設で受けられるサービスと連携した施策について検討を行う。		
5. 公共交通のシームレス化・利用促進	⑬モビリティ・マネジメント等の推進	モビリティ・マネジメントの実施	地域住民等との意見交換や利用促進に係る取組みを行う。	仙台市

8 関連する施策との連携が定められている事項

特になし

9 その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項

特になし